

放送法施行規則

昭和25年 6月30日電波監理委員会規則第10号

改正：令和 2年 4月28日総務省令第44号（放送法施行規則の一部を改正する省令）

改正前	改正後
-附則-	
施行日：令和 2年 4月28日	
<p><b>（施行期日）</b> 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>（財務諸表の様式の特例）</b> 2 平成二十七年度から平成三十二年度までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」とあるのは</p> <p>「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。備考1の2 この表において、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」とは平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）のための引当金をいう。」と、「国際催事放送権料引当金の増減額」とあるのは</p> <p>「国際催事放送権料引当金の増減額 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額」とする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されま</p>	<p><b>（施行期日）</b> 1 この規則は、公布の日から施行する。</p> <p><b>（財務諸表の様式の特例）</b> 2 平成二十七年度から平成三十二年度までの間における別表第三号の規定の適用については、同表中「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。」とあるのは</p> <p>「備考1 この表において、「国際催事放送権料引当金」とはスポーツ大会等国際的な催事に関する放送権料のための引当金をいう。備考1の2 この表において、「東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金」とは平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会に関する放送に要する費用（放送権料を除く。）のための引当金をいう。」と、「国際催事放送権料引当金の増減額」とあるのは</p> <p>「国際催事放送権料引当金の増減額 東京オリンピック・パラリンピック関連費用引当金の増減額」とする。</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されませんでした。この表はオンライン画面でご覧下さい]</p> <p>[注：ここに表示されていた表は出力されま</p>

せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

◆追加◆

せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

[注：ここに表示されていた表は出力されま  
せんでした。この表はオンライン画面でご覧  
下さい]

(新型コロナウイルス感染症に起因して生じ  
た事態に対応するための特例)

3 経営委員会は、新型インフルエンザ等対  
策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号  
）附則第一条の二第一項の政令で定める日ま  
での間、同項に規定する新型コロナウイルス  
感染症に起因する事情により、法第六十四条  
の受信契約の条項及び受信料の免除の基準の  
変更（受信契約者の負担を軽減するためのも  
のに限る。）を議決しようとする場合であつ  
て、公益上、緊急に議決する必要があるため  
、第十八条第二項の規定による手続を実施す  
ることが困難であるときには、当該手続を要  
しない。この場合において、経営委員会は、  
当該手続を実施しないで議決したときには、  
当該議決と同時期に、次に掲げる事項を公表  
しなければならない。

一 議決した事項の題名

二 第十八条第二項の規定による手続を実施  
しなかつた旨及びその理由

-改正法・附則・題名- ～令和 2年 4月28日 総務省 令 第44号～

施行日：令和 2年 4月28日	
◆追加◆	附 則（令和二・四・二八総務令四四）
-改正法・附則- ～令和 2年 4月28日 総務省 令 第44号～	
施行日：令和 2年 4月28日	
◆追加◆	この省令は、公布の日から施行する。

\*\*\*\*\*